

## 産業活力創造資金（商業施設整備資金枠）融資要領

（目的）

第1条 この要領は、秋田市中心小企業融資あっせん制度要綱により必要な事項を定めるものとする。

（融資あっせんの対象者）

第2条 融資あっせんの対象者は、次のすべてを満たす者とする。

- (1) 要綱第5条第1項第3号に規定する組合等であること。（用語の定義は条例第2条第2項の規定による）
- (2) 市内に1年以上住所を有すること。
- (3) 市内に主たる事業所を1年以上有すること。
- (4) 事業歴が1年以上であること。（設立後1年以上であること）
- (5) 市税を完納していること。
- (6) 許認可等を必要とする業種は、許認可等を受けていること。

（資金の使途）

第3条 この融資の資金使途は、組合等の事業共同化のための施設整備資金および商店街の共同施設整備資金（公共性の高い共同施設に係るものに限る）であって、要綱第7条に規定する設備資金のうち建物建築費とする。ただし、貸付限度額は、総事業費のうち、金融機関および秋田県信用保証協会が認めた額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。